平成２４年（フ）第４８号
京都府京丹後市大宮町善王寺450番地の６
債務者　平野美智子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所宮津支部
平成２４年（フ）第３１１号
香川県高松市西植田町2590番地
債務者　谷　　則江
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（フ）第９０号
福岡県行橋市大字大野井798番地１　プリンセスガーデン秀蘭Ｂ102
債務者　竹内　俊介
１　決定年月日時　平成24年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２４年（フ）第９１号
福岡県築上郡築上町大字椎田872番地２
債務者　家令こずえ
１　決定年月日時　平成24年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２４年（フ）第７５２号
千葉県柏市南増尾７丁目13番29号
債務者　徳永　繁子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第７７３号
千葉県柏市高柳1528番地19　リヴェールＢ―202号
債務者　大石真友美
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第７６４号
仙台市青葉区中山８丁目14番３―102号
債務者　高林絵美子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第７６６号
仙台市青葉区西花苑２丁目19番15号
債務者　菅原まゆり
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第７６７号
仙台市青葉区西花苑２丁目19番15号
債務者　菅原　　浩
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第８２９号
仙台市若林区畳屋丁８番地の２　アーバンハイツ河原町207
債務者　佐藤江理子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第２４０号
茨城県古河市大堤59番地19　メゾングランデール古河101、前住所茨城県古河市大堤183番地６
債務者　青木　　博
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２０８９号
愛知県あま市七宝町下之森七反田49番地１
債務者　久木田和隆
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第２１０１号
名古屋市千種区千種３丁目35番24号　赤塚荘
債務者　須田　　真智
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第２１４５号
愛知県海部郡蟹江町旭２丁目17番地　旭マンションＡ301号
債務者　長坂　　國元
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第２２３２号
名古屋市中川区丸米町２丁目117番地の６　コーポ丸米102号
債務者　前田　孝志
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１７２号
滋賀県彦根市大藪町2302番地１、前住所滋賀県彦根市長曽根南町501番地39
債務者　モンロー美容室こと　柳武真由美（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２４年（フ）第２４８号
神戸市東灘区住吉本町１丁目17番10―204号、住民票上の住所神戸市中央区熊内町５丁目２番30―407号
債務者　安田　京子
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８４３号
兵庫県三木市別所町和田353番地の２
債務者　安藤キヨミ
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部